

# 富田浜介護予防支援事業所

## 契約書別紙兼重要事項説明書

### 1 介護予防支援等を提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 富田浜福祉会
代表者氏名	理事長 河野 稔文
本社所在地 (連絡先)	四日市市富田浜町 26 番 14 号 法人本部 059-365-5203

### 2 ご利用者への介護予防支援等提供を担当する事業所について

#### (1)事業所の所在地等

事業所名称	富田浜介護予防支援事業所
介護保険指定事業者番号	24702002219
事業所所在地	四日市市富田浜町 26 番 14 号
連絡先 相談担当者名	富田浜介護予防支援事業所 管理者 上村 永津子
事業所の通常の 事業 実施地域	富田、富州原、天力須賀、大矢知、羽津

#### (2)事業の目的及び運営方針

事業の目的	社会福祉法人富田浜福祉会が開設する居宅介護支援事業所(以下「事業所」という。)が行う指定介護予防支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員、管理運営に関する事項を定め、当該事業所に勤務する介護支援専門員(以下「担当職員」という。)が、要支援状態にある高齢者等(以下「利用者」という。)に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。
-------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

運営方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 担当職員は、利用者の心身の特性を踏まえ、可能な限り居宅で自立した日常生活を送れるよう配慮して支援を行う。</li> <li>2. 事業実施にあたっては、利用者の心身の状況や環境に応じ、利用者の選択に基づいた目標を達成するため、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスを、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供できるよう配慮する。</li> <li>3. サービス提供時は、利用者の意思と人格を尊重し、特定のサービス種別や事業者に偏らない公正中立な運営を行う。</li> <li>4. サービスは懇切丁寧に提供し、利用者やその家族に対して分かりやすく説明を行う。</li> <li>5. 事業運営では、関係機関や地域の様々な取組を行う者と連携し、地域全体で支援体制を構築するよう努める。留意点</li> <li>5 サービスの提供に際しては、介護予防の効果を最大限に引き出すため、以下の点に留意して行います。</li> </ol>
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### (3)事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月・火・水・金・土 祝日及び年末年始(12/31~1/3)を除く
営業時間	8:30~17:30

### (4)事業所の職員体制

管理者	上村 永津子
-----	--------

職	職務内容	人員数
管理者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。</li> <li>2 従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。</li> </ol>	常勤 1名 主任介護支援専門員と兼務
主任介護支援専門員	居宅介護支援業務を行います。	1名以上 内、1名管理者と兼務
介護支援専門員	居宅介護支援業務を行います。	3名以上
事務職員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	1名以上

### 3 介護予防支援等の内容、利用料・その他の費用について

介護予防支援等の内容	提供方法	介護保険等の適用有無	1カ月あたりの料金	1カ月あたりの利用料(介護保険等適用の場合は利用者負担)
①介護予防サービス計画の作成	別紙に掲げる「介護予防支援業務の実施方法等について」を参照下さい。	左の①～⑧の内容は、介護予防支援の一連業として、介護保険または介護予防・日常生活支援総合事業の対象となるものです。	4,918円	介護保険または介護予防・日常生活支援総合事業適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません。 (全額介護保険等により負担されます。)
②介護予防サービス事業者等との連絡調整				
③サービス実施状況把握				
④利用者状況の把握				
⑤給付管理				
⑥目標の達成状況についての評価				
⑦要介護(支援)認定申請に対する協力、援助				
⑧相談業務				

※ただし、保険料滞納により、支払い方法の変更処分を受けている場合については、いったん利用料 8,044 円(初回加算 3,126 円含む)を事業者に支払う必要があります。  
(上記の利用料については、介護報酬の改定又は事業の内容変更に伴い変わることがあります。)

### 4 利用者の居宅への訪問頻度の目安

担当職員等が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安
利用者の要支援認定有効期間中、概ね 3 ヶ月に 1 回程度(3 月に 1 回)

※ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や介護予防支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、事業者が使用する介護支援専門員(この説明書中で「担当職員等」と表記します。)は利用者の居宅を訪問することがあります。

また、上記の訪問以外に、特段の事情がない限り、利用者に対する電話連絡を行います。(月 1 回程度)

## 5 利用料、その他の費用の請求及び支払い方法について

<p>①利用料、その他の費用の請求</p>	<p>ア 利用料、その他の費用は利用者負担のある支援業務提供ごとに計算し、利用のあった月の合計金額により請求いたします。 イ 請求書は、利用明細を添えて利用があった月の翌月末日までに利用者あてにお届けします。ただし、請求額のない月はお届けしません。</p>
<p>②利用料、その他の費用の支払い</p>	<p>ア 利用者負担のある支援業務提供の都度お渡しする利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の翌月末日までに、以下のいずれかの方法によりお支払ください。 (ア)事業者指定口座への振り込み(※) (イ)利用者指定口座からの自動振替 (ウ)現金支払い イ お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。</p>
<p>(※)</p>	<p>銀行名 百五銀行 富田駅前支店 口座番号 普通預金 346596 口座名 <small>シャカイフクシホウジン トミダハマフクシカイ トミダハマキョウタクカイゴシエンシギョウシヨ</small> 社会福祉法人 富田浜福祉会 富田浜居宅介護支援事業所</p>

※利用料、その他の費用の支払いについて、支払い期日から3月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内にお支払がない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いただくこととなります。ただし、お支払いにお困りの場合は別途ご相談ください。

## 6 介護予防支援等の実施等における留意事項

<p>①利用者宅への立入について</p>	<p>事業者が介護予防支援等の実施及び安全衛生等の管理上必要があると認められる場合は、事業者の使用する従業者が利用者の居宅内に立ち入り、必要な措置をとる場合があります。 ただし、その場合事業者及びその使用する従業者は利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をしなければならないものとします。</p>
<p>②利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合の取り扱いについて</p>	<p>利用者及びその家族と事業者が、介護予防支援等の内容について介護保険法やその他の法令の定めるところに従い、協議の上決定するものとします。</p>

<p>③利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合</p>	<p>利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を入院先の病院又は診療所に伝えるようお願いします。</p>
---------------------------------	------------------------------------------------------------------------

## 7 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)</p>

## 8 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村(保険者)の窓口】 四日市市 介護保険課	所在地 四日市市諏訪町1番5号 電話番号 059-354-8104(総合案内) 受付時間 8:30~17:15(月~金 祝・休日 12月29日から1月3日を除く)
【家族等緊急連絡先】	氏名 続柄 住所 電話番号 携帯電話 勤務先

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損保株式会社
保険名	介護保険・社会福祉事業者 総合保険
補償の概要	賠償損害(対人・対物事故 管理財物 使用不能 人格権侵害 経済的損壊) 費用損害(事故対応費用 対人見舞費用)

## 9 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	(管理者 上村 永津子)
-------------	--------------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 10 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

## 11 記録の整備

指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、サービス提供を開始した日から5年間保存します。

## 12 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を1月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

## 13 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 14 介護予防支援等の業務に関する相談、苦情について

- (1) 苦情処理の体制及び手順
  - ア 提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
  - イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

### 苦情受付手順

#### 1. 苦情の受付

苦情は、面接、電話、書面などで苦情受付担当者が随時受け付けます。また、第三者委員に直接申し出ることも可能です。

#### 2. 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者は、受け付けた苦情を苦情解決責任者および第三者委員に報告します(ただし、申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く)。第三者委員は内容を確認し、申出人に報告を受けた旨を通知します。

#### 3. 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。この際、申出人は第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

第三者委員が立ち会う場合の手順は以下の通りです：

- 苦情内容の確認
- 解決案の調整・助言
- 話し合いの結果や改善事項の確認

#### 4. 都道府県「運営適正委員会」の紹介

当事業所で解決できない苦情については、三重県社会福祉協議会の運営適正委員会に申し立てることができます。

【事業者の窓口】 (事業者の担当部署・窓口の名称)	所在地 四日市市富田浜町 26 番 14 号 電話番号 059-365-5203 受付時間 8:30から17:30(月～金 祝・休日 12月31日から1月3日を除く)
【市町村(保険者)の窓口】 四日市市 介護保険課	所在地 四日市市諏訪町 1 番 5 号 電話番号 059-354-8104(総合案内) 受付時間 8:30～17:15(月～金 祝・休日 12月29日から1月3日を除く)
【公的団体の窓口】 三重県福祉サービス運営適正化 委員会	所在地 津市桜橋 2 丁目131 電話番号 059-224-8111 受付時間 9:00～17:00(月～金 祝・休日 12月29日から1月3日を除く)

#### 11 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	四日市市富田浜町 26 番 14 号
	法人名	社会福祉法人 富田浜福社会
	代表者名	理事長 河野 稔文
	事業所名	介護予防支援事業所
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	

代理人	住所	
	氏名	
	利用者との関係	

## 具体的取扱方針

### (別 紙)介護予防支援業務の業務の実施方法等について

#### 1 介護予防サービス計画の作成について

##### (1)事業者の担当職員の氏名及び職種

担当職員の氏名 \_\_\_\_\_

担当職員の職種 \_\_\_\_\_

(2)事業者は、介護予防サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。

- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族等への面接により利用者の生活機能や健康状態、置かれている環境等の日常生活の状況を把握し、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、課題の把握に努めます。
- ② 利用する介護予防サービス等の選択にあたっては、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族等に提供します。
- ③ 事業者は、利用者に対して介護予防サービス等の内容が特定の種類、及び特定の介護予防サービス事業者等に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
- ④ 事業者は、介護予防サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、介護予防サービス等の提供を行う事業所の担当者等から、専門的な見地からの情報を求めます。
- ⑤ 利用者及びその家族の意向を踏まえた具体的な目標を定め、目標を達成するために行うべき支援の内容とその期間等を定めます。
- ⑥ 介護予防の効果を最大限に発揮できるよう、利用者の意欲を高め、利用者による主体的な取り組みを支援します。
- ⑦ 利用者の自立の可能性を最大限に引き出すよう支援を行います。

(3)事業者は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供します。

(4)事業者は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。

(5) (4)の場合において担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付します。

(6)事業者は、作成した介護予防サービス計画の原案の、介護保険給付または介護予防・日常生活支援総合事業の有無や利用料等の内容について、利用者またはその家族によるサービスの選択に役立つように、利用者またはその家族に対して説明します。

- (7)事業者は、利用者の介護予防サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく介護予防サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認します。
- (8)利用者は、事業者が作成した介護予防サービス計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して介護予防サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。

## **2 サービス実施状況の把握、評価について**

- (1)事業者は、介護予防サービス計画の作成後も、利用者またはその家族等、さらに介護予防サービス事業者等と継続的に連絡をとり、介護予防サービス計画の実施状況の把握に努めるとともに、目標に沿った介護予防サービス等が提供されるよう介護予防サービス事業者等との調整を行います。
- (2)事業者は、介護予防サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- (3)事業者は、利用者が要介護状態となった場合には、利用者に居宅サービス計画を作成する居宅介護支援事業所に関する情報を提供すると共に、利用者が選定した居宅介護支援事業者に対して、利用者の同意を得た上で、利用者に関する情報を提供します。

## **3 介護予防サービス計画の変更について**

事業者が介護予防サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって介護予防サービス計画の変更をこの介護予防支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

## **4 給付管理について**

事業者は、介護予防サービス計画の作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

## **5 要介護認定等の協力について**

- (1)事業者は、利用者の要支援認定の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- (2)事業者は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

## **6 介護予防サービス計画等の情報提供について**

利用者が他の介護予防支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の介護予防サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、介護予防サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

## 指定介護予防支援事業所 運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人富田浜福祉会が開設する居宅介護支援事業所(以下「事業所」という。)が行う指定介護予防支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員、管理運営に関する事項を定め、当該事業所に勤務する介護支援専門員(以下「担当職員」という。)が、要支援状態にある高齢者等(以下「利用者」という。)に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 担当職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

4 事業の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

5 事業の運営にあたっては、関係市町村、他の地域包括支援事業所、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2第1項に規程する老人介護支援事業所、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規程する特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。

### (指定介護予防支援の名称等)

第3条 事業を行う指定介護予防支援の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 富田浜介護予防支援事業所
- (2) 所在地 四日市市富田浜町26番14号

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者(主任介護支援専門員) 1名(常勤兼務)

管理者は、事業所の担当職員その他従業者の管理、利用の申込に係る調整及び業務の実施状況の把握その他指揮命令等を一元的に行う。

(2) 担当職員

主任介護支援専門員 1名 (常勤兼務)

主任介護支援専門員 2名 (常勤専従)

居宅介護支援専門員 2名 (常勤専従)

担当職員は、指定介護予防支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1)営業日 月. 火. 水. 金. 土曜日とする。

休日 木. 日曜日. 祝祭日、12月31日から1月3日まで。

(2)営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(指定介護予防支援の提供方法、内容)

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

(1) 提供方法 介護予防のための効果的な支援の方法「四日市市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例」に従って実施する。

(2) 利用者の相談を受ける場所は第3条に規程する事業所内又は自宅とする。

(3) サービス担当者会議について

1)開催場所は第3条に規程する事業所内、サービス事業所内又は自宅とする。

2)サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。

(4)介護予防ケアプランの作成について

1)担当職員は、介護予防ケアプランの内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

2)介護予防ケアプランを作成した際には、当該介護予防ケアプランを利用者及び指定介護予防サービス等の担当者へ交付する。

(5) 担当職員による居宅訪問頻度等

1)提供開始月

2)提供開始月の翌月から起算して3月に1回

3)サービスの評価期間が終了する月

4)利用者の状況に著しい変化があったとき

5)利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、サービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。

6)前号に関わらず。初回のもの介護予防ケアマネジメントを実施する場合にあっては、提供を開始した月及びモニタリングを実施した月に訪問する。

(6)モニタリングの結果記録 少なくとも1月に1回

(指定介護予防支援の利用料その他の費用の額)

第7条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者から の利用料の支払は受けないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、四日市市(大矢知、富田、富洲原、羽津とする)

(虐待の防止に関する事項)

第9条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1)虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2)虐待防止のための指針の整備

(3)虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(苦情処理)

第10条 当事業所は、自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に 位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置、記録の整備その他必要な措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第11条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業所は、担当職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1)採用時研修 採用後1カ月以内

(2)継続研修 年3回

2 担当職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 担当職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、担当職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 当事業所は指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は四日市市と社会福祉法人富田浜福社会居宅介護支援事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施工する。